

盛岡市除排雪計画の見直しについて

1 見直しの経緯

昨年度の除雪について、年末年始の大雪に対する初期除雪の遅れ等もあり、市民からの苦情・議会からのご意見等を踏まえ、除排雪計画の見直しを抜本的に行うこととしたものである。

2 見直しの作業

除排雪業者へのアンケート調査、職員からの改善アイデア募集、青森市の事例調査を行うとともに、庁内に除排雪事業見直し検討会を組織し、町内会との意見交換を行う際の基礎資料とする内容の検討を行い、大項目 5 点からなる改善策(案)の策定を行った。

その後、全市を対象に、地区福祉推進会などの 31 地区を、隣接する数地区を一つの単位とし、17 会場で地区懇談会を開催し、改善策(案)を基に意見交換を実施した。

改善策(案)の大項目：() 内は細項目。

- (1) 庁内体制 (市民対応窓口, 豪雪対策本部, 課内体制, 職員による除排雪作業)
- (2) 業者体制 (業者名公開, 除雪講習会)
- (3) 除雪体制 (路線割り当て, 除排雪機械)
- (4) 排雪体制 (排雪箇所, 排雪基準, 雪置き場)
- (5) 市民協働 (生活道路の除排雪, 滑り止めの散布, 連携強化)

3 見直しの基本的な方針

盛岡市除排雪基本方針においては、「安全で快適な交通ネットワークの確保」、「連携と市民協働による除排雪体制の構築」、「安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進」の 3 つの基本方針を定めているが、地区懇談会での意見交換内容等を踏まえ、また、豪雪時においても安全な市民生活が確保できる除排雪計画とするため、基本方針に「豪雪時における安全な市民生活の確保」を新たに加えることとし、見直しの基本的事項を次のとおりとする。(ゴシック体は重点事項)

(1) コスト意識の徹底

見直しにあたり、各種体制強化を図りながらも必要最低限のコストとなるように施策を展開するものとし、市民に対する除雪費用の情報提供、除雪作業状況チェック体制の強化等を行うとともに、市有除雪機械の効率的な活用など、除雪業者にもコスト意識の徹底を図る。

(2) 除雪体制の強化

除排雪対策組織は全庁的な組織として構築し、市民対応と現場対応とに分け、福祉除雪との連携強化も行い、現場対応のより効率的な活動を図る。

(3) 排雪体制の強化

指定路線はすべて除排雪指定路線に統一し、適切な時期に排雪を行うため、排雪実施基準を拡充するとともに、不足しているロータリー除雪車の計画的な導入を図る。

(4) 除雪業者の強化

除雪時間を考慮した受け持ち作業区間の設定、除雪技術力や意識の向上、業者間の相互応援体制、大雪時における機動力の更なる確保などを図る。

(5) 市民協働の充実

小型除雪機の能力向上及び運転者の確保、生活道路の排雪作業改善などを図る。

(6) 雪置き場の拡大 (車庫前等)

強化する排雪体制に対応するため、河川敷、市有地及び民有地の更なる活用等を図る。

(7) 豪雪対策の強化

通行障害等の市民への迅速な情報発信を行いながら、関係機関、町内会等との連携を強化し、その早期解消を図る。

4 見直しの内容

見直しの基本的な方針に掲げる7つの事項について、以下のとおり見直しを行うこととする。(ゴシック体は新規事項)

(1) コスト意識の徹底：役員等

- ・業者名の町内会への公開。
- ・除雪車両への業者番号の表示。
- ・除雪モニター制度の創設。

(2) 除雪体制の強化：

- ・市民対応専門窓口を新設。
- ・除排雪対策本部に地域福祉課及び玉山総合事務所健康福祉課が参加。
- ・盛岡市職員除雪隊を常設。
- ・業者間における相互応援体制の確立。

(3) 排雪体制の強化：

- ・路線区分に応じた排雪基準の設定。
- ・学校周辺等重点排雪箇所の設定。
- ・市所有ロータリー除雪車の増強。

(4) 除雪業者の強化：

- ・業者講習会の実施。
- ・大規模店舗等の除雪受託者の活用。

(5) 市民協働の充実：

- ・小型除雪機規格の大型化。
- ・小型除雪機の日単位貸出制度導入。
- ・豪雪時における排雪用積込み機械の貸与。

(6) 雪置き場の拡大：

- ・ 河川敷利用の箇所数及び面積の拡大。
- ・ 町内会が利用可能な対象公園の拡大。
- ・ 民有地に対する固定資産税等軽減制度の拡充。

(7) 豪雪対策の強化：

- ・ 豪雪対策本部設置基準を明確化。
- ・ 豪雪対策本部に消防防災課， 広聴広報課が参加。
- ・ 倒木等による電線切断時の電気通信事業者との連携強化。

盛岡市除排雪計画書(案)

いせよりの注意事項です

10月6日に建設部道路管理課から受けたヒヤリングで頂いた資料です
平成23年度の数字は今後修正される可能性が有ることをご了承の上ご覧下さい

平成23年度
盛岡市

目 次

第1章 盛岡市除排雪基本方針

第1 目的 1

第2 基本方針 1

第3 施策の推進 1

第4 体系図 3

第2章 盛岡市道除排雪計画

1 目的 4

2 除排雪対策の組織 4

3 除排雪路線の指定 4

4 除排雪指定路線以外の除排雪 5

5 除雪実施基準 5

6 排雪実施基準 5

7 凍結防止剤の散布 5

8 消融雪施設の維持管理 5

9 雪置き場の設置 6

10 除排雪水準の向上 6

11 情報収集及び管理 7

12 情報発信 7

13 市民協働による除排雪 7

14	国、県及び隣接町村との調整	7
15	豪雪対策	7
	除排雪対策本部組織体制	9
	市民対応専門窓口組織体制	10
	豪雪対策本部組織体制	11

第3章 平成23年度 盛岡市道除排雪計画実施要領

1	除排雪対策本部の設置について	12
2	除排雪路線の除雪完了目標について	12
3	除排雪実施方法等について	13
4	凍結防止剤の散布要領	15
5	水切り	15

第4章 盛岡市農道除雪計画

1	目的	16
2	指定路線の除雪	16
3	除雪の期間	16
4	除雪出動基準	16
5	除雪の組織体制	16
6	情報収集	17
7	パトロールの実施	17
8	排雪路線について	17

9 凍結防止剤の散布について 17

平成 23 年度 農道除雪計画概要

1 除雪計画延長 18

2 業務委託業者 18

第 5 章 盛岡市林道除雪計画

1 目的 19

2 指定路線の除雪 19

3 除雪の期間 19

4 除雪出動基準 19

5 除雪の組織体制 19

6 情報収集 20

7 パトロールの実施 20

8 排雪路線について 20

9 凍結防止剤の散布について 20

平成 23 年度 林道除雪計画概要

1 除雪計画延長 21

2 業務委託業者 21

第 6 章 資料

1 使用機械一覧表 22

2 関係機関一覧表 23

3 平成 23 年度除排雪業務委託業者一覧表 24

除排雪計画図 別 添

第1章

盛岡市除排雪基本方針

盛岡市除排雪基本方針

平成16年10月 市長決裁

第1 目的

この基本方針は、冬期間においてもより住みやすく、より交流が促進されるよう総合的な除排雪対策について方向性を定めるものである。

第2 基本方針

1 安全で快適な交通ネットワークの確保

特に寒冷である盛岡特有の気象条件下で、市内各地域の特性に適応した除排雪作業及び凍結防止剤散布作業を、効果的かつ円滑に実施するよう努める。

車道部においては、市民の広範な交流を支え、救急医療や公共交通の確実性や信頼性を確保するために、幹線道路の除排雪作業等に努める。また、除排雪指定されていない市道においても、安全で快適な交通ネットワークの確保のため、状況に応じた除排雪作業等を進める。

歩道部においては、市民が多く集まる中心市街地や通学路を重点的に、安全で快適な歩道空間の確保が図られるよう、除排雪作業に努める。

2 連携と市民協働による除排雪体制の構築

市域内における除排雪作業については、国、県及び隣接町村との連携により、効果的で迅速な除排雪に努める。

また、行政と地域住民や町内会及びボランティア団体と、情報を共有しながら、それぞれの役割を分担し、市民と行政との協働による除排雪体制の推進に努める。

3 安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

少子・高齢化が進む中、自力での除排雪作業が困難な世帯について、除排雪作業を支援できるよう、行政や各町内会及びボランティア団体の組織づくりとその育成支援に努める。

自然環境に対しても、除排雪車輛の作業経路を効率的にすることにより、排気ガスの抑制に努める。また、凍結防止剤の散布方法を工夫するなど、環境面に配慮した冬期対策に努める。

4 豪雪時における安全な市民生活の確保

豪雪時においても市民生活への影響を抑え安全が確保されるよう、国、県、隣接町村及び関係機関との連携により、効果的で迅速な除排雪作業を進める。

第3 施策の推進

1 安全で快適な交通ネットワークの確保

(1) 除排雪作業

ア 車道については、冬期間通行に供しないあぜ道や幅員が狭いため除雪困難な道路を除き、市民生活への影響及び作業効率を考慮し、あらかじめ除排雪する路線を定め、以下の優先順位により除雪を進める。

(ア) バス運行路線等の主要幹線市道。

(イ) 主要幹線市道及び国県道を連絡する地区幹線的路線。

(ウ) 生活に密着した生活道路。

イ 歩道については、通行量が多く幅員の広い歩道を除雪の対象とし、歩行者通行量や周辺状況等を考慮し、あらかじめ除排雪する路線を定め除雪をする。

ウ あらかじめ定めた路線においては、堆雪により通行が困難である場合、または、困難となることが予想される場合は排雪を実施する。

エ あらかじめ定められていない路線においても、堆雪により通行が困難である場合は、除排雪を実施する。

オ 効率的な排雪作業ができるよう雪置き場の確保を進める。

(2) 凍結防止剤散布

ア 凍結防止剤を、主要交差点や急坂部の危険箇所に効果的に散布し、通行の安全が確保されるよう進める。

イ 町内会や事業所等に凍結防止剤の散布を依頼する。

ウ 必要な急坂部には凍結防止剤入りドラム缶を設置し、上記と併せて、より効果的に路面凍結を防止する。

(3) 施設整備

ア 道路施設新設の際は、冬でも安心して通行が可能となるよう、気象条件を考慮した施設設計をするとともに、既存の施設については、改良を図るよう進める。

イ ロードヒーティング等の消融雪施設の整備促進を図り、適正な保守に努める。

ウ 交差点や急坂部の凍結路面には、凍結を抑制する舗装工法等、積極的に取り入れるよう進める。

2 連携と市民協働による除排雪体制の構築

(1) 国、県及び隣接町村との連携により、除排雪作業効率の向上を図る。

(2) 行政と地域住民、町内会及びボランティア団体との間で役割を分担し、各地域の特性も配慮しながら、市民と行政との協働による除排雪体制を構築する。

(3) 地域のコミュニティ形成に寄与し、市民との連携が図られる施策を充実させるよう進める。

3 安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

(1) 自力での除排雪作業が困難な世帯に対して、間口除雪等の作業支援を行う

ため、除排雪ボランティアの仕組みづくりを促すとともに、活動しやすい環境づくりとその支援について進める。

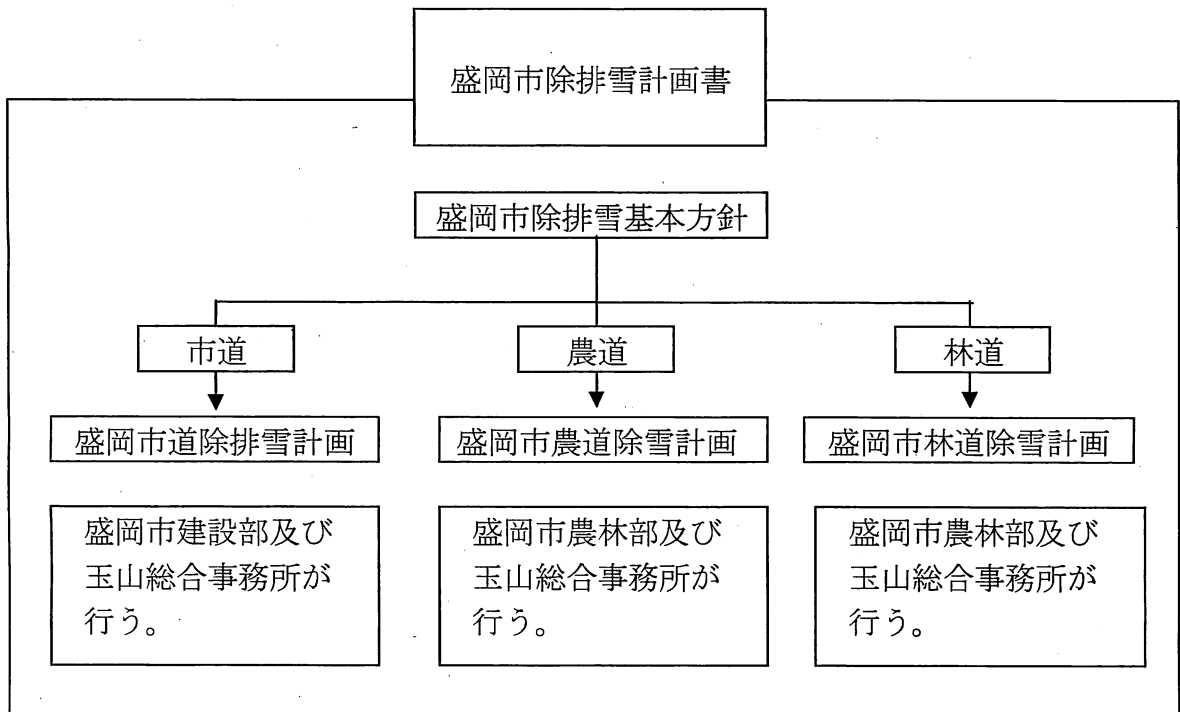
- (2) 除排雪車輛の作業経路を効率化し、排気ガス排出量の抑制が図られるように努める。
- (3) 凍結防止剤については、効果の持続時間が長い凍結防止剤を利用することで散布回数を減らす工夫をするなど、できる限り道路や構造物等へ影響を与えないよう、自然環境に配慮した材料の使用に努める。

4 豪雪時における安全な市民生活の確保

- (1) 市民生活の安全確保に必要な対応が迅速に実施できるよう国、県及び隣接町村に加え、電線管理者等の関係機関との連携を図る。
- (2) 通行障害状況等市民生活の安全確保に関する最新情報の発信に努める。
- (3) 自力での除排雪作業が困難な世帯、地域住民や町内会及びボランティア団体への支援体制を強化、拡大する。
- (4) 通行障害による集落の孤立化等市民生活への影響が大きく安全な市民生活の確保が困難となる恐れがある場合は、速やかに条例に定める災害対本部を設置する。

第4 体系図

盛岡市除排雪計画の対象とする道路、管轄区分及び対策区分は次のとおりとする。



第2章

盛岡市道除排雪計画

盛岡市道除排雪計画

1 目的

この計画は、盛岡市除排雪基本方針に基づき、当市における冬期間の道路交通を確保するため、除排雪活動を迅速かつ適切に実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

2 除排雪対策の組織

(1) 除排雪対策本部の設置

除排雪活動を迅速かつ円滑に実施するため、除排雪対策本部を設置する。
なお、除排雪対策本部の組織体制は、別図-1のとおりとする。

(2) 市民対応専門窓口の設置

現地確認、業者対応を円滑に行うため、市民対応専門窓口を設置する。
なお、市民対応専門窓口の体制は、別図-2のとおりとする。

(3) 豪雪対策本部の設置

盛岡地方気象台における「盛岡」の積雪深が概ね40cmを超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたる。

なお、豪雪対策本部の組織体制は、別図-3のとおりとする。

(4) 盛岡市職員除雪隊の設置

自力での除雪困難な世帯及び除雪機械では困難な箇所の除雪を行うため、盛岡市職員除雪隊を設置する。

3 除排雪路線の指定

市が除排雪しようとする路線（以下、「除排雪指定路線」という。）のうち車道については、市民生活の基盤路線である定期運行バス路線、スクールバス路線、患者輸送バス路線、その他主要幹線市道及びこれらを連結する地区幹線的路線等の種別ごとに次の区分によりあらかじめ市が指定するものとする。

(1) 第1種指定路線：バス運行路線のほか、主要幹線市道とする。

(2) 第2種指定路線：地区幹線的路線とする。

(3) 第3種指定路線：第1種指定路線及び第2種指定路線以外の道路とする。

歩道については、バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び集客施設周辺道路等歩行者通行量が多い路線についてあらかじめ市が指定するものとする。

市道除雪率の目標

区 分	平成 22 年度の実績	平成 26 年度の目標
車 道	92.5%	100%
歩 道	77.6%	90%

4 除排雪指定路線以外の除排雪

除排雪指定路線以外の除排雪については、地域住民、町内会、自治会及び事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて除雪機械器具や排雪用ダンプトラック等を貸与するものとする。ただし、積雪状況により通行が困難となったときは、市がパトロールを実施し、除排雪や凍結防止剤散布等状況に応じ対応する。

5 除雪実施基準

除排雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- (1) 降雪量が概ね10cmを超えたとき。または、降雪量が5cmを超え、さらに降雪が予想されるとき。
- (2) 強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- (3) わだち等路面状況が悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

6 排雪実施基準

除排雪指定路線の排雪は、次に該当する場合に実施する。

- (1) 第1種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2mを越え、かつ片側の車道幅員が2.5mを確保できなくなったとき及び大型車両の相互通行に支障があるとき。
- (2) 第2種指定路線においては、車両（大型を除く）の相互通行に支障があるとき。
- (3) 第3種指定路線においては、車両（大型を除く）の通行に支障があるとき。
- (4) 片側2車線以上を有する路線においては、車線への堆雪により当該車線の大型車両通行に支障があるとき。
- (5) 交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。
- (6) 学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。
- (7) 救急指定病院周辺において、堆雪により救急車両の通行に支障があるとき。
- (8) バス停留所において、堆雪によりバスの乗降に支障があるとき。
- (9) 路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。

7 凍結防止剤の散布

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点や急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については地域住民、町内会及び事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。

8 消融雪施設の維持管理

歩車道、跨線橋及び地下道等の機能を確保するため、ロードヒーティング及び無散水消雪施設等の各消融雪施設の保守点検等を行う。

融雪道路区間の整備目標

区 分	平成 22 年度の実績	平成 26 年度の目標
車道の延長	2,109m	3,407m (+1,298m)
歩道の延長	13,203m	15,118m (+1,915m)

9 雪置き場の設置

(1) 除排雪作業を円滑に実施するため、次の区分の雪置き場を設置する。

ア 指定雪置き場

指定雪置き場は次の 11 箇所とし、委託及び直営により維持管理を行う。

場 所	使用区分
玉山区字上田旧道路敷	市民、委託会社
雫石川舟場橋下流右岸	市民、委託会社
中津川下ノ橋下流右岸	市民
北上川南大橋下流右岸	市民、委託会社
北上川南大橋下流左岸	市民、委託会社
北上川都南大橋下流左岸	市民、委託会社
北上川都南中央橋下流右岸	市民、委託会社
湯沢団地	市民、委託会社
御所湖下流右岸	市民、委託会社
盛岡南公園	市民、委託会社
北上川鶴飼橋上流右岸	市民

※玉山区の雪置き場については、直営により維持管理を行う。

イ 身近な雪置き場

町内会等が利用可能な公園及び市有地を雪置き場として設置する。

ウ より身近な雪置き場

町内会等が民間土地所有者から提供された土地を雪置き場として設置する。

エ 雪堆積場

市が実施する排雪作業でのみ使用するもの。

(2) 雪置き場の固定資産税等軽減措置

更なる雪置き場の確保を図るため、雪置き場に供された土地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置を講ずるものとする。

10 除排雪水準の向上

(1) 除排雪業者の技術及び意識向上のため講習会等を行う。

(2) 除排雪業者の相互応援体制の確立を図る。

(3) 除雪機械台数及び除排雪業者数を検証し、適正化を図る。

11 情報収集及び管理

(1) 気象情報収集

適切な除排雪作業を行うため、盛岡地方気象台から全般的な気象情報の収集を行うとともに、気象情報システムを利用して各地区別の情報収集を行うものとする。

(2) 路面情報収集

路面状況について盛岡地区広域行政事務組合等から、情報提供を受けるとともに、路面監視システムを利用して状況の確認を行うものとする。

(3) 市民情報（要望等）収集

市民からの要望等に基づく情報を適切に収集したうえで、積雪等の路面情報として管理し、除排雪指示やパトロールの実施に活用するものとする。

12 情報発信

市民協働の除排雪を推進するため、雪置き場の状況及び排雪用貸し出しダンプの利用状況等についても、市のホームページ等を利用し、最新情報の迅速な発信に努める。

13 市民協働による除排雪

次に掲げる事項を実施し、市民が除排雪に協力できるような環境づくりを進める。

- (1) 町内会等への小型除雪機の貸し出し制度の拡充を図る。
- (2) 町内会及び商店街等が道路の除排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び除雪機械器具の貸し出しを行う。
- (3) 広報及び市のホームページ等を利用した啓蒙活動を実施する。
- (4) 除雪モニターを設け、除雪期間終了後に業者、市と意見交換を行う。
- (5) 身近な雪置き場として、公園及び市有地を提供する。
- (6) より身近な雪置き場として、民有地の活用を図る。
- (7) 町内会長等に市が委託した除排雪業者名を公開し、相互の情報交換を図る。

14 国、県及び隣接町村との調整

- (1) 国県町村道と市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図る。委託業者や除雪体制の違いにより調整を図れない路線についても、パトロールを実施し行政区域界で除雪の差が出ないように努めるものとする。
- (2) 除排雪活動を円滑に実施するため、関係機関及び市民諸団体から成る盛岡市除排雪連絡会議を設置する。

15 豪雪対策

(1) 現地確認体制の強化

降雪及び積雪の情報を収集するため、市内をブロック分けしたうえで、常時のパトロール体制を敷き、道路状況の確認、苦情への対応、除雪業者への指導にあたる。その際に不足する公用車については、建設部内の各課及び全庁的

な応援を要請し対応する。

(2) 排雪の実施

堆雪による通行障害解消のため、排雪実施基準に基づき排雪作業を実施するものとする。

(3) 市民協働の排雪支援強化

地域住民、町内会、自治会及び事業所等に道路の排雪を実施するための排雪用ダンプトラック等を貸与する場合、必要に応じて積込み用機械の貸与も行うものとする。

(4) 情報発信の強化

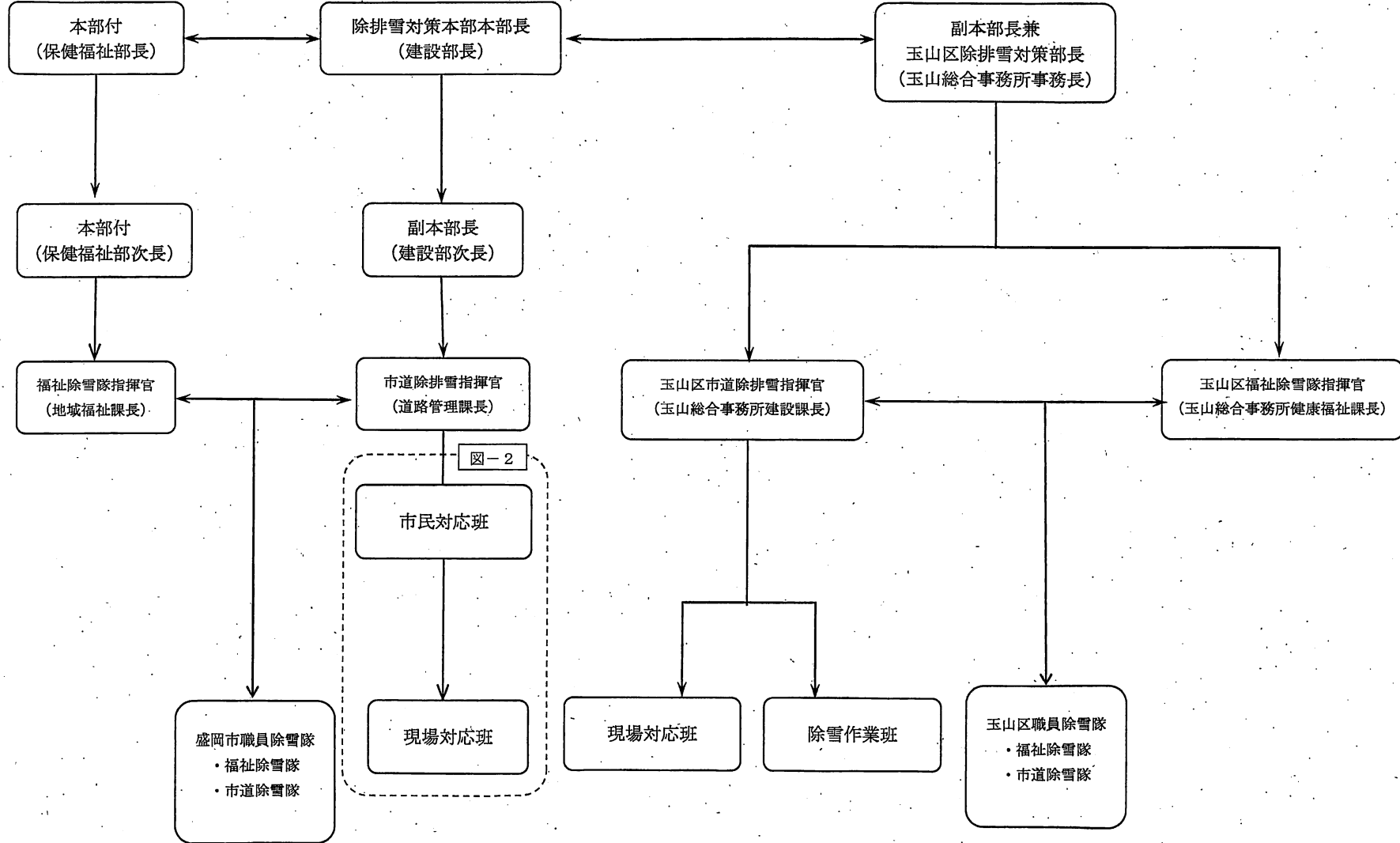
倒木や積雪による通行障害等の情報発信についても、市のホームページ等を利用し、最新情報の迅速な発信に努める。

(5) 関係機関との連携強化

警察及び電気・通信事業者との連携を強化し、倒木や電線切断等による通行障害の解消を図る。

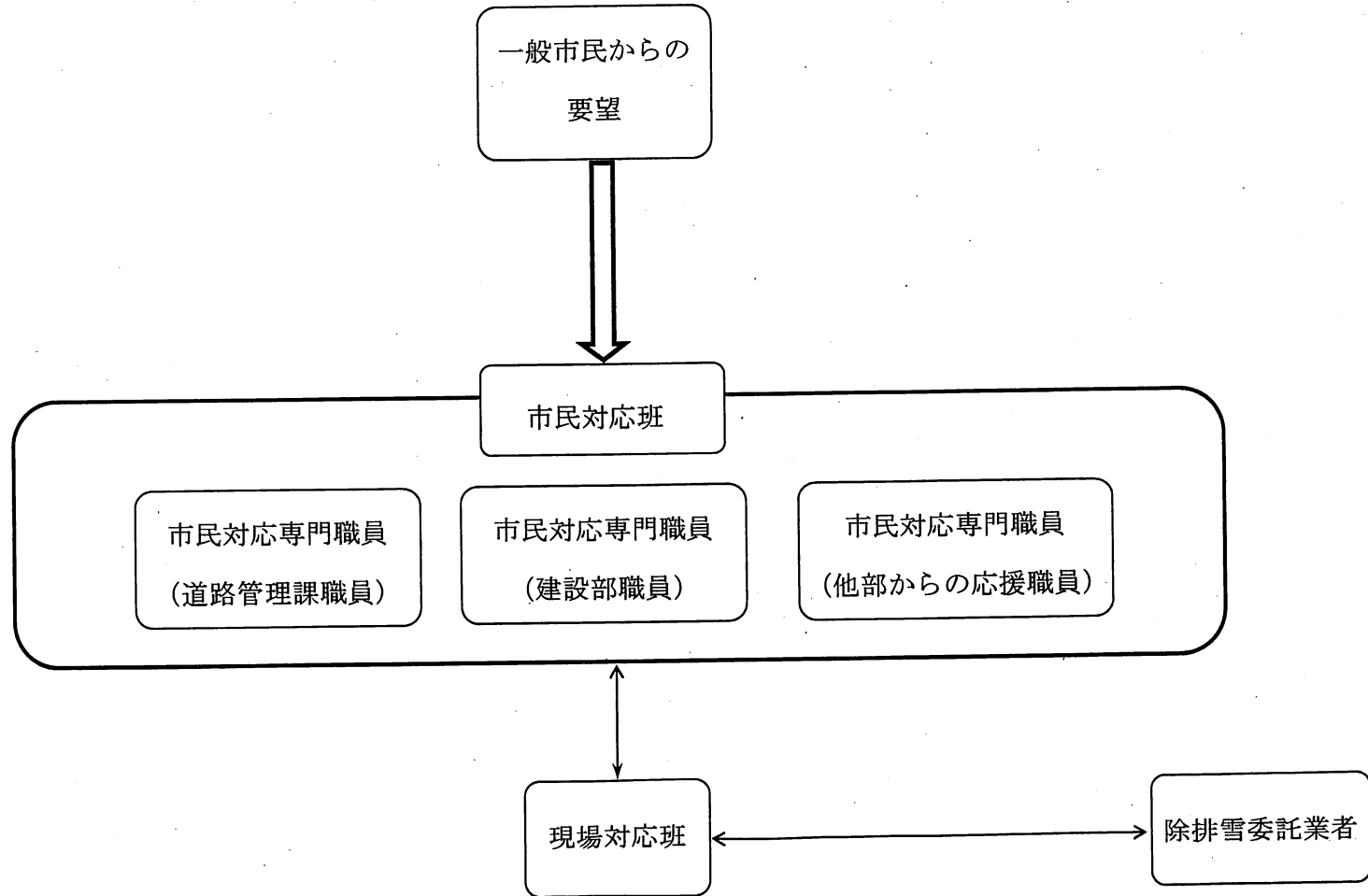
除排雪対策本部組織体制

図-1



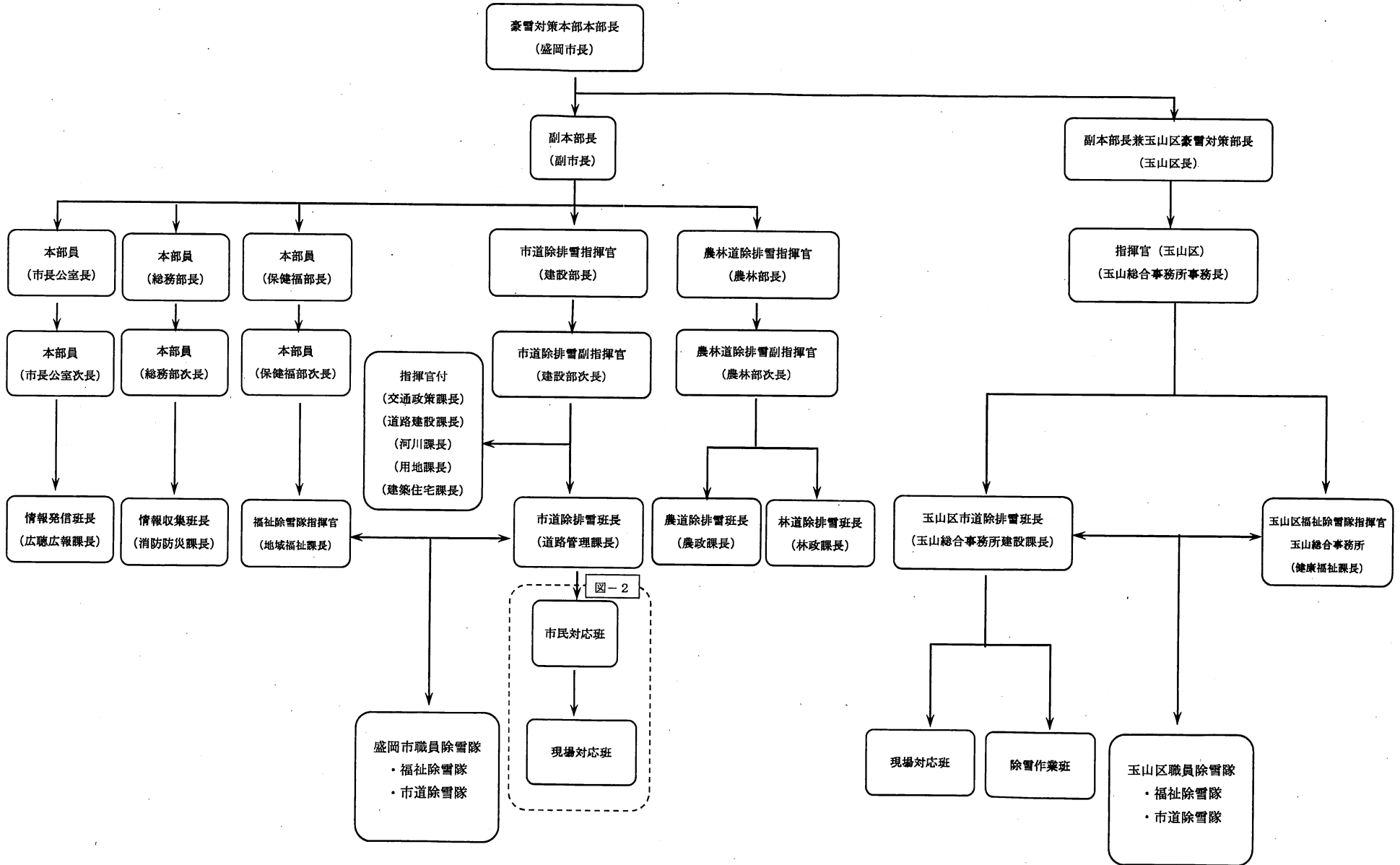
市民対応専門窓口組織体制

図一 2



豪雪対策本部組織体制

図—3



第3章

平成23年度 盛岡市道除排雪計画実施要領

平成 23 年度 盛岡市道除排雪計画実施要領

1 除排雪対策本部の設置について

平成 23 年度の除排雪対策本部の設置期間は、平成 23 年 12 月 1 日から同 24 年 3 月 31 日までとする。

2 除雪路線計画について

各指定路線の完了目標は次のとおりとする。

(1) 旧盛岡市

ア 第 1 種指定路線は午前 6 時完了を目標に除雪を行う。

イ 第 2 種指定路線は午前 7 時完了を目標に除雪を行う。

ウ 第 3 種指定路線は第 1 種指定路線及び第 2 種指定路線の除雪完了後、速やかに除雪を行う。

エ 歩道指定路線は通勤、通学を考慮し、午前 7 時完了を目標に除雪を行う。

(2) 玉山区

玉山区は大きく 13 地区にブロック割とし、ブロック内で路線の性格を勘案して、効率的かつ速やかに除雪を行う。

除排雪指定路線は別添除排雪計画図のとおりとし、延長は次のとおりである。

(3) 車道除雪延長 (数値は現在調整中) 単位：km

	平成 23 年度	対前年比較
除雪延長	1,373.5	+0

うち旧盛岡市 (数値は現在調整中)

単位：km

地区	路線数	第 1 種	第 2 種	第 3 種	合計
A	369	47.58	64.10	152.72	264.40
B	180	14.37	55.24	48.11	117.72
C	284	14.69	89.15	118.94	222.78
D	304	23.23	64.28	88.12	175.63
E	312	25.35	107.94	172.75	306.04
合計	1,449	125.22	334.79	580.64	1,086.27

※ A～Eは市道認定の地区区分

A：仁王・桜城(北上川東)・上田・緑が丘・松園・山岸・米内

B：城南・加賀野・杜陵・大慈寺・中野・築川

C：仙北・本宮・太田・つなぎ

D：青山・みたけ・厨川・土淵・桜城(北上川西)

E：見前・飯岡・乙部

うち玉山区 (数値は現在調整中) 単位: km

道路種別	区分	除雪延長
市 道	1 級	57.29
	2 級	46.04
	その他	184.66
	計	287.99
農 道		8.72
林 道		1.95
その他		37.91
合 計		336.57

(4) 歩道除雪延長 (数値は現在調整中) 単位: km

	平成 23 年度	対前年比較
施工延長	307.9	+0

うち旧盛岡市 (数値は現在調整中) 単位: km

	平成 23 年度
施工延長	292.9

うち玉山区 (数値は現在調整中) 単位: km

	平成 23 年度
施工延長	15.0

3 除排雪実施方法等について

(1) 除排雪実施方法

ア 旧盛岡市

旧盛岡市は、全て委託により実施する。

イ 玉山区

玉山区内を 13 地区のブロック別とし、5 地区を市直営、8 地区を委託により実施する。

(2) 除排雪要領

ア 新雪除雪 (車道除雪)

(ア) 盛岡市道除排雪計画の除雪出動基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

(イ) 作業は事前に報告した除雪車両を使用し、降雪を路肩又は路外に排除するものであるが、特に初期降雪の際には次期降雪に備え、車道幅員を

広く取るように作業する。

イ 吹溜りの処理（車道除雪）

(ア) 通行に支障となる吹き溜まりが発見された場合は、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

(イ) 吹溜りの原因は、周辺の環境によるものが大きいと推測されるが、新雪除雪により路肩に除去された雪堤が原因となる事があるので、多発地帯においては必要に応じて降雪を路外に除去する等の対策をする。

ウ 路面整正除雪（車道除雪）

(ア) 路面の凹凸やわだち掘れが進行した路線について、市の指示により出動する。

(イ) 作業は基本的には対象路線の担当業者が実施する事とするが、市が担当業者の所有する機械では効果的な作業ができないと判断した場合等には、効果的な作業が可能な車両を有する他の委託業者に指示する場合もある。

(ウ) 幹線道路の路面整正除雪は3.7m級以上の除雪グレーダを基本とし、路面の平坦性を確保するとともに、気温上昇に伴う圧雪軟化が生じないようにする。

エ 拡幅除雪（車道除雪）

(ア) 路面沿道に民家が連なる事が無い路線で、路側の堆雪高さが1.2mを越えた場合等に次期降雪に備えて、市の指示により出動する。

(イ) 作業はロータリ除雪車を基本とする。

オ 歩道除雪

(ア) 盛岡市道除排雪計画の除雪出動基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。

(イ) 作業は機械作業を基本とし、除雪機械の入る事が出来ない狭小な歩道のみ人力作業で実施する。

カ 排雪（運搬除雪）

盛岡市道除排雪計画の排雪実施基準に達した時には、市の指示により実施する。ただし、第1種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2mを越え、かつ片側の車道幅員が2.5mを確保できなくなったときには、排雪担当業者の自主判断及び、市の指示により実施する。

なお、排雪作業に伴う機械、人員構成は次の組み合わせを基本とする。

(ア) 幹線道路の排雪（運搬除雪）

①路面整正用の除雪車（除雪グレーダ又は、11t 級以上の除雪ドーザ）	1台
②積込用の除雪車（130PS 以上のロータリ除雪車）	1台
③残雪処理用の除雪車（トラクタショベル等）	1台
④運搬車両（ダンプトラック 10～11t 級）	5～8台
⑤補助員（除雪人夫）	3人以内

(イ) 大型の路面整正用の除雪車（グレーダ等）が使用できない補助幹線道路等

①路面整正用の除雪車（除雪ドーザ5～7t級）	1台
②積込・残雪処理用の除雪車 (トラクションベル0.34～0.6m ³ 級又は、80PS級以上のロータリ除雪車)	1台
③運搬車両（ダンプトラック4t級）	4～7台
④補助員（除雪人夫）	3人以内

(ウ) 市民協働による生活道路の排雪

①運搬車両（ダンプトラック2tから4t級）	2台
②積込・残雪処理用の除雪車（豪雪時のみ） (トラクションベル0.34～0.6m ³ 級)	1台
③町内会員	10人以上

4 凍結防止剤の散布要領

(1) 凍結防止剤散布車による散布

ア 散布時間

通勤、通学の安全確保のため、深夜から早朝の散布または正午から夕方の散布を基本とする。なお、それ以外は路面状況等を勘案し必要に応じて対応する。

イ 散布量

以下の散布量を基本とする。

酢酸ナトリウム系液剤	～100cc/m ²
塩化物系粒剤	～20g/m ²

(2) 人力による散布

ア 市道の坂道，交差点，日陰で凍結しやすい道路に散布する。

イ 除雪後の雪や氷が薄い状態で散布する。

(3) 散布薬剤

前年度の使用実績等により，使用する薬剤は，平坦部には酢酸ナトリウム系の液剤と塩化物系の粒剤，急坂部には全域に塩化物系の粒剤を基本とする。地域住民，町内会及び事業者等の協力による散布依頼箇所数（数値は現在調整中）

ドラム缶等設置箇所	93 箇所
町内会等散布依頼（配布先）	540 箇所

5 水切り

交差点や路側等において，特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来たす場合は水切りを行う。

第4章

盛岡市農道除雪計画

盛岡市農道除雪計画

1. 目的

盛岡市除排雪基本方針に基づいて、盛岡市が管理する農道（玉山区を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

2. 指定路線の除雪

市が除雪しようとする路線は、別表のとおりとする。

3. 除雪の期間

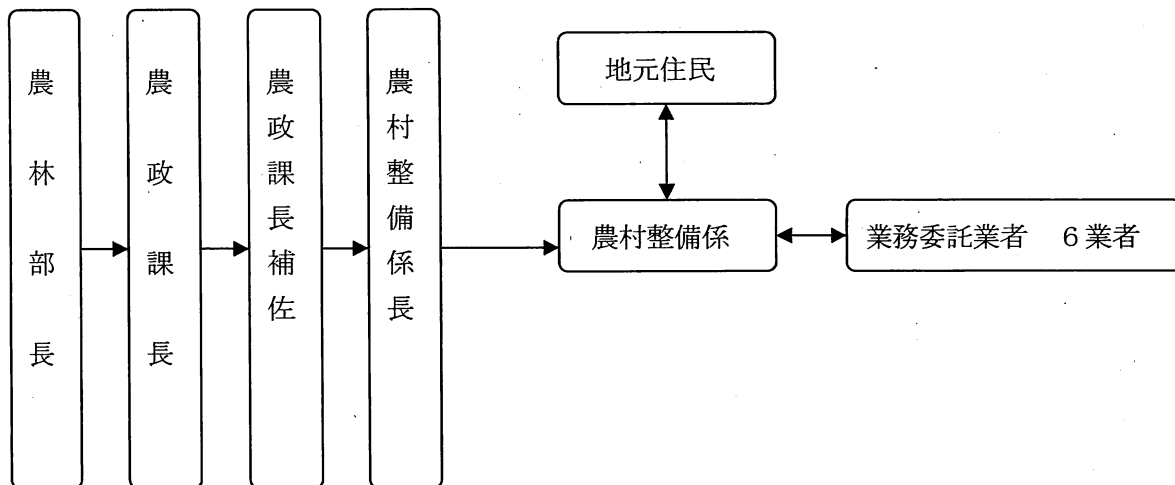
除雪の期間は、当該年度の12月1日から3月31日までとする。

4. 除雪出動基準

- (1) 降雪量がおおむね10センチメートルになったとき。
- (2) 風雪等により、吹き溜まり・雪崩れ等が発生したとき。
- (3) 気象の変化により「わだち」が発生する恐れのあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

5. 除雪の組織体制

- (1) 除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。



- (2) 豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、5の(1)の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

6. 情報収集

- (1) 適切な除雪活動を行なうため、路面監視システムによる情報や気象情報の収集を行う。
- (2) 除雪出動の判断に資するため、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの状況提供を受ける。

7. パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

8. 排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪のため、車道や待避所の幅員確保が著しくなった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないよう必要に応じて水切を行うものとする。

9. 凍結防止剤の散布について

急勾配区間や急カーブ区間、その他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力をいただき、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

平成 23 年度農道除雪計画概要

1 除雪計画延長（数値は現在調整中）

		平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
農 道	路 線 数	9 路線	8 路線	- 1 路線
	路線延長	10, 177 m	8, 560 m	- 1, 617 m

2 業務委託業者（数値は現在調整中）

	平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
業務委託業者	7 業者	6 業者	- 1 業者

第5章

盛岡市林道除雪計画

盛岡市林道除雪計画

1 目的

盛岡市除排雪基本方針に基づいて、盛岡市が管理する林道（玉山区を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

2 指定路線の除雪

市が除雪しようとする林道除雪路線は、別表のとおりとする。

3 除雪の期間

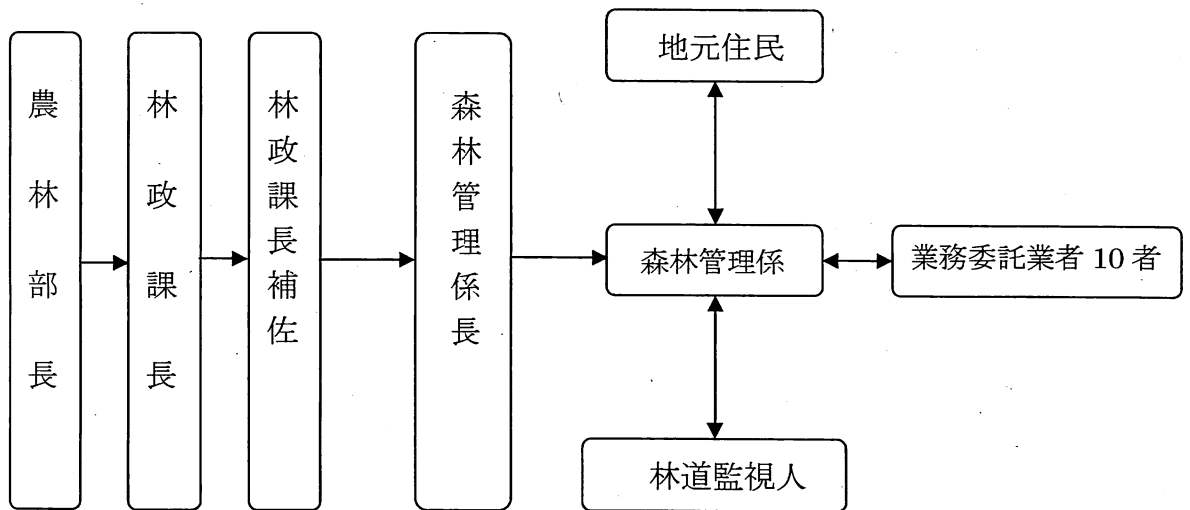
除雪の期間は、当該年度の12月1日から3月31日までとする。

4 除雪出動基準

- (1) 降雪量がおおむね10センチメートルになったとき。
- (2) 風雪等により、「吹き溜まり」または「雪崩れ」等が発生したとき。
- (3) 気象の変化により「わだち」が発生する恐れのあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

5 除雪の組織体制

- (1) 除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。



- (2) 豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、5の(1)の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

6 情報収集

- (1) 適切な除雪活動を行なうため、気象情報の収集を行う。
- (2) 除雪出動の判断に資するため、林道監視人、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの情報提供を受ける。

7 パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

8 排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪のため、車道や待避所の幅員確保が著しく困難になった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないように必要に応じて水切りを行うものとする。

9 凍結防止剤の散布について

急勾配区間、急カーブ区間及びその他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力をいただき、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

平成 23 年度林道除雪計画概要

1 除雪計画延長 (数値は現在調整中)

		平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
林 道	路線数	22 路線	22 路線	± 0 路線
	路線延長	48,686 m	48,686 m	± 0 m

2 業務委託業者 (数値は現在調整中)

	平成 22 年度	平成 23 年度	増 減
業務委託業者	10 業者	10 業者	± 0 業者

第6章

資 料

1 使用機械一覧表

平成 23 年度の市道除排雪業務に使用する機械等は、次のとおりである。

(台)

	機種名	市保有車両	委託車両※
①	除雪グレーダ	8	36
②	除雪トラック	1	
③	除雪ドーザ	9	65
④	ミニホイロローダ		165
⑤	ロータリ除雪車		11
⑥	小型ロータリ除雪車	9	10
⑦	ブルドーザ		16
⑧	バックホウ		29
⑨	ダンプトラック(2t・4t)	1	171
⑩	ダンプトラック(10t)		102
⑪	除雪ジープ		4
⑫	トラクター		
⑬	凍結防止剤散布車	4	14
⑭	2tダンプ搭載式散布機	1	
⑮	ハトガト除雪機	2	83
⑯	ハトガト除雪機(町内会貸出)	135	
	合 計	170 台	706 台

※委託車両数は、H23 見込み

2 関係機関一覧表

関係機関名	電話番号
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡出張所	636-0444
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡国道維持出張所	636-0018
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡西国道維持出張所	687-5888
盛岡地方气象台	622-7869
岩手県盛岡広域振興局土木部	651-3111
岩手県盛岡東警察署	606-0110
岩手県盛岡西警察署	645-0110
岩手県紫波警察署	671-0110
盛岡中央消防署	622-2175
盛岡西消防署	647-2234
盛岡南消防署	638-5001
東日本旅客鉄道株式会社盛岡保線技術センター	652-2437
IGRいわて銀河鉄道株式会社	652-9802
岩手県交通株式会社	654-2141
岩手県北自動車株式会社	654-5811
盛岡個人タクシー協同組合	622-8161
岩手県タクシー協会盛岡支部	623-8511
岩手県バス協会	651-0680
盛岡ガス株式会社	653-1241
東北電力株式会社	653-2111
NTT東日本岩手支店	625-4960
盛岡市上下水道局	623-1411

除排雪計画見直し案の骨子

大項目	項目	現状	問題点	改善策(案)
庁内体制	市民対応窓口	道路管理課で要望等を受けし、対応にあたっています。(平成22年度 3,074件 1件あたり20分から30分間対応している場合が多い)	降雪時には市民からの要望等が殺到し、現場確認や業者指示が遅れるなど、効率的な業務遂行に支障が生じています。	<ul style="list-style-type: none"> 市民対応と現場対応を分担します。 除排雪対策本部窓口を開設し、全庁の輪番体制で対応します。
	豪雪対策本部	降雪量が概ね40cmを超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたっています。(建設部、農林部、玉山総合事務所の除雪担当課対応)		<ul style="list-style-type: none"> 設置基準を「盛岡地方気象台における「盛岡」の積雪深が概ね40cmを超え」に見直します。 消防防災課を加えます。
	課内体制	道路管理課維持係が中心に他係からも応援を得て、要望等への対応、現場確認、業者対応にあたっています。		<ul style="list-style-type: none"> 現場確認、業者対応を効率的に遂行できるようにします。 除排雪対策本部に地域福祉課、市民活動推進課を加えます。
	職員による除排雪作業	昨年度は緊急除雪隊を結成し、バス運行路線の交差点部、小学校周辺などの除雪をおこないました。		<ul style="list-style-type: none"> (仮称)盛岡市職員除雪隊を常時組織し、小学校周辺、交差点周辺、横断歩道、救急指定病院周辺などの除排雪作業を行います。
業者体制	業者名公開	市民と業者のトラブル回避のため、電話等による照会には回答していません。	業者と地域との連携が図られず、雪寄せなどの要望の原因となっています。	<ul style="list-style-type: none"> 業者名を町内会等にお知らせし、事前に雪寄せ場情報などの連携を図ります。
	除雪講習会	毎年11月に委託業者を集めて、除雪計画の概要、委託業務内容等の説明会を開催しています。	住民から業者の除雪技術に関する情報が寄せられています。	<ul style="list-style-type: none"> 除雪オペレーターの技術レベルや意識向上を目的とした講習会を実施します。
除雪体制	路線割当て	協力業者の除排雪車両等の状況を勘案し、路線ごとに担当業者を割り当てています。	一部路線においては長時間作業している状況です。	<ul style="list-style-type: none"> 1台あたりの作業時間が長時間となっている業者の路線を見直します。 業者による(仮称)地区リーダーを定め業者間の相互応援体制の確立をめざします。
	除排雪機械	市保有除雪機械34台を業者に貸与しています。	除排雪機械の不足により除排雪要望に迅速に対応できない状況です。	<ul style="list-style-type: none"> ロータリー除雪車を計画的に購入します。
排雪体制	排雪箇所	排雪指定路線(11路線)を定めて排雪基準に該当した場合に排雪しています。	排雪指定路線以外はその地域にお住まいの方を中心をお願いしていますが、地域の高齢化もあり、市に生活道路の排雪要望が多く寄せられました。	<ul style="list-style-type: none"> 除排雪指定路線については、排雪基準に該当した場合に排雪します。
	排雪基準	①排雪指定路線において、路側の堆雪高さが1.5mを超え、かつ片側の車道幅員が2mを確保できなくなったとき。 ②排雪指定路線以外の幹線道路において、車道及び歩道の幅員確保が困難となり、著しく通行に支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。 ③主要な交差点において堆雪が著しく、通行に支障があるとき。 ④路面状況が著しく悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できないと判断したとき。		①第1種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2mを超え、かつ片側の車道幅員が2.5mを確保できなくなったとき、及び大型車両の相互通行に支障があるとき。 ②第2種指定路線においては、車両(大型を除く)の相互通行に支障があるとき。 ③第3種指定路線においては、車両(大型を除く)の通行に支障があるとき。 ④片側2車線以上を有する路線においては、車線への堆雪により当該車線の大型車両通行に支障があるとき。 ⑤交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。 ⑥学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。 ⑦救急指定病院周辺において、堆雪により救急車両の通行に支障があるとき。 ⑧バス停留所において、堆雪によりバスの乗降に支障があるとき。 ⑨路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。
	雪捨て場	指定雪捨て場として10箇所、身近な雪の集積所として、地域の公園や市有地43箇所を提供しました。		近隣に雪捨て場がなく効率的な排雪作業が出来ないため、排雪費用が増加しました。

大項目	項目	現状	問題点	改善策（案）
市民協働	生活道路の除排雪 （指定外路線）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にお住まいの方を中心にお願いしています。 ・市は各町内会及びボランティア団体の組織づくりとその育成支援に努めることとしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型除雪機の馬力不足，運転者不足の声がよせられています。 ・ダンプトラックへの積込み作業員が不足しています。 ・多くの町内会では人材確保に苦慮しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬力がある小型除雪機を購入し，必要とする町内会に貸与します。 ・市職員からボランティア運転者を募集します。 ・豪雪時には，排雪用ダンプに加えて，希望する町内会には積込用機械も貸与します。
	滑り止めの散布	凍結防止剤を入れたドラム缶を配置するとともに，町内会等に配布し散布をお願いしています。	滑り止めとして「砂」の散布要望があるが，清掃や排水路への悪影響を考慮し実施していません。	・モデル箇所を設け，砂撒きを実施してメリット・デメリットを検証します。
	連携強化			<ul style="list-style-type: none"> ・除雪モニターを創設します。 ・除雪期間終了後に除雪モニター，業者，市で意見交換を行い，次年度の計画に反映させます。